

厚岸町特定不妊治療費助成規則をここに公布する。

平成28年4月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定不妊治療費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）の治療を受けている夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、元気な子どもの出産を支援することを目的とする。

(助成対象となる治療)

第2条 この規則による助成対象となる治療は、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成を受けた治療とする。

(助成対象者)

第3条 この規則による助成対象となる者は、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち助成の決定を受けた者で、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 夫及び妻が現に厚岸町に1年以上住所を有する者
- (2) 夫及び妻のいずれも次に掲げるものの滞納が無いこと。ただし、現に滞納がある場合であってもその納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

- カ 保育料
- キ 町営住宅使用料
- ク 水道料及び下水道使用料
- ケ 公共下水道事業受益者負担金

(助成の額、回数及び期間)

第4条 助成の額、回数及び期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成の額は、北海道が助成する額と同額とし、1回当たり15万円を限度とする。
ただし、治療にかかる費用から、北海道が助成する額を差し引いた額が15万円に満たない場合は、その額を助成する。
- (2) 前号に規定する助成の額は、別記様式第2号に記載されている治療法が「C」又は「F」の場合は、7万5,000円を限度とする。
- (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合は、前2号の規定により助成される額のほか、治療に要した医療費の自己負担額(北海道特定不妊治療費助成事業により助成を受けた金額を控除した額とする。)に対して1回につき15万円まで助成する。
- (4) 前3号に規定する助成の額、回数及び期間については、以前に特定不妊治療助成事業による助成(他の都道府県及び市町村による同等の給付を含む。)を受けて出産した後の第2子以降についても同様とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、厚岸町特定不妊治療費助成事業申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付して北海道が助成を決定した日から起算して3か月以内に町長に申請するものとする。

- (1) 厚岸町特定不妊治療費助成事業受診等証明書(別記様式第2号)
 - (2) 特定不妊治療に係る領収書
 - (3) 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定通知書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 同一年度内において2回目以降の助成を受けようとする者は、前項第4号の添付書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができる。
- 3 第1項第1号及び第2号の書類は、北海道特定不妊治療費助成事業の助成申請に添付した書類の写しとすることができる。

(助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、厚岸町特定不妊治療費交付決定（不決定）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成が適当であると認めたときは、前項の交付決定の通知の日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の保護)

第8条 町長は、事業の実施にあたっては、申請者の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日以降に北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成の決定を受けた治療を対象として適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

厚岸町特定不妊治療費助成事業申請書

年 月 日

厚岸町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

関係書類を添えて、次のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
夫	()	年 月 日 (歳)
妻	()	年 月 日 (歳)
住 所		〒 電話
町税等の納入状況確認に係る同意書		
厚岸町特定不妊治療費助成申請にあたり、町税等の納入状況に関する資料の閲覧に同意します。		
氏 名 夫 _____ 妻 _____		
申請金額 (c+f) _____ 円		
a 特定不妊治療に要した自己負担額 (男性不妊治療分除く)	円	
b 北海道特定不妊治療費による助成額 (男性不妊治療分除く)	円	
c 助成申請額(男性不妊治療分除く) (a-b)	円	
d 特定不妊治療に要した自己負担額 (男性不妊治療分)	円	
e 北海道特定不妊治療費による助成額 (男性不妊治療分)	円	
f 助成申請額 (男性不妊治療分) (d-e)	円	
振込口座		
金融機関名称	口座番号	口座名義
金庫 店 銀行	普通 当座	ふりがな ()

別記様式第2号（第5条関係）

厚岸町特定不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(ふりがな) 受診者氏名	夫		妻	
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ～ 年 月 日			
今回の治療方法	A B C D E 該当する記号（注意事項1参照）に○を付けてください。		A又はBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 （該当する番号に○を付けてください。）	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ()		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
日本産科婦人科学 会UMIN個別識 別票登録の有無	有 → 症例登録番号 日本産科婦人科学会UMIN個別識別票 に登録した症例登録番号を転記してくだ さい。		無	
(今回の特定不妊治療にかかった金額（保険適用外）に限りま				

領 収 金 額	す。文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。)	
	特定不妊治療費	領収金額 円
	(男性不妊治療を除く。)	
	男性不妊治療費 ※2	領収金額 円

※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注意事項1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために、1～3周期程度の間隔を空けた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象となります。

(注意事項2) 採卵に至らないケース（侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

別記様式第3号（第6条関係）

厚岸町特定不妊治療費交付決定（不決定）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

印

年 月 日付けで申請のありました厚岸町特定不妊治療費助成交付申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 交付決定

1 交付決定額 円

内訳	特定不妊治療分	円
	(男性不妊治療を除く)	
	男性不妊治療分	円

2 支払い予定日 年 月 日

☐ 不決定

1 不決定理由

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町長を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。